

第6章 復旧・復興対策

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

第1節 防災関係機関の活動

市の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

1 焼津市

区 分	内 容
焼津市 震災復興本部	設 置 市長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、焼津市震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。
	規 模 災害の規模に応じて別に定める。
	市災害対策本部との併設 市復興本部は焼津市災害対策本部と併設できる。市復興本部の運営に当たっては、市災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。
	組織及び所掌事務 (1) 復興本部の編成及び運営は、別に定める。 (2) 市復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 ア 焼津市震災復興計画の策定 イ 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達 ウ 県その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請 エ 静岡県震災復興基金への協力 オ 被災者の経済的再建の支援及び雇用の確保と相談窓口等の運営 カ 民心安定上必要な広報 キ その他の震災復興対策
焼津市災害対策本部との調整	災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、焼津市災害対策本部との連絡調整会議を開催する。
防災会議の開催等	(1) 市復興本部が設置された場合、必要に応じ、焼津市防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整などを行う。 (2) 招集される焼津市防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて焼津市防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。 (3) 焼津市防災会議は、市復興本部との調整を図るものとする。
震災復興対策会議	(1) 本部長は、復旧・復興対策を協議するため、必要に応じ震災復興対策会議を設置する。 (2) 震災復興対策会議の構成及び運営は別に定める。
他市等に対する応援要請	市長は、復旧・復興対策を策定するために必要があると認めたときは、他の市長とあらかじめ締結した災害時相互応援に関する協定に基づき応援を要請する。

2 静岡県警察（焼津警察署）

社会秩序を維持する活動	別紙 第8節及び、第5章 第8節に規定する「社会秩序を維持する活動」に準じた活動を行う。
交通の確保対策	第5章 第9節「交通の確保対策」に準じた活動を行う。

3 防災関係機関

防災関係機関が、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

(1) 指定地方行政機関

機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
総務省東海総合通信局	ア 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理 イ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	ア 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産(普通財産)を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置
厚生労働省静岡労働局 (島田労働基準監督署)	ア 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化 イ 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置 ウ 離職者の早期再就職等の促進(職業相談、雇用維持の要請等)
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の被害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること
経済産業省 関東経済産業局	ア 商工鉱業の事業者の被災状況の把握、情報の収集 イ 中小企業の復旧・復興資金の融通 ウ 生活関連物資の安定供給を行うための小売事業者等の指導
国土交通省 中部地方整備局 (静岡河川事務所、静岡 国道事務所)	ア 管轄する基盤施設(河川、道路など)が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。 ウ 復旧・復興事業に関する広報を実施する。
国土交通省 中部運輸局 (静岡運輸支局)	ア 陸上輸送に関すること (ア) 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に關しての措置 (イ) 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん イ 海上輸送に関すること (ア) 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請 (イ) 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請

機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
国土地理院 中部地方測量部	ア 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。 イ 地理情報システムの活用を図る。 ウ 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(南海トラフ地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説
海上保安庁第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	ア 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導 イ 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施行される場合は、事故防止に必要な指導
環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(2) 指定公共機関

機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
日本郵便株式会社東海支社 (焼津郵便局)	ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除 イ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 エ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 オ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。
日本赤十字社静岡県支部	ア 義援金の募集・義援金配分委員会への参加 イ 協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会 (静岡放送局)	ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
中日本高速道路株式会社 (東京支社)	ア 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
東海旅客鉄道株式会社、 日本貨物鉄道株式会社	ア 災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。 イ 本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。

機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
西日本電信電話株式会社 (静岡支店)、 株式会社NTTドコモ東海支社 (静岡支店)	ア 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、市及び県と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
岩谷産業株式会社、 アストモスエネルギー株式会社、 株式会社ジャパンガスエナジー、 ENEOS グローブ株式会社、 ジクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
日本通運株式会社 (焼津支店)、 福山通運株式会社 (焼津支店)、 佐川急便株式会社 (大井川営業所)、 ヤマト運輸株式会社 (大井川センター)、 西濃運輸株式会社 (藤枝支店)	復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行
中部電力株式会社、 中部電力パワーグリッド株式会社(藤枝営業所)	ア 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、市及び県と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。
一般社団法人日本建設業連合会中部支部、 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂、 イオン株式会社、 ユニー株式会社、 株式会社セブン・イレブン・ジャパン、 株式会社ローソン、 株式会社ファミリーマート、 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

(3) 指定地方公共機関

機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
東海ガス株式会社	ア ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、市及び県と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
一般社団法人静岡県LPガス協会	必要に応じ代替燃料の供給に協力する。
静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社	ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
一般社団法人静岡県トラック協会（中部分室）、一般社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会（志太榛原支部焼津地区）	復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行
土地改良区（大井川土地改良区）	ア 管轄する施設（用水路、取水門、頭首工等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、国・県及び市との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者とも調整する。 ウ 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	ア 管理する施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえたうえで、迅速に復旧・復興事業を行う イ 復旧・復興事業の実施に当たっては必要に応じて県と調整を行う

第2節 激甚災害の指定

（共通対策編 第4章 復旧・復興対策 第3節「激甚災害の指定」に準ずる。）

第3節 震災復興計画の策定

被災地の復興に当たっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、市民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。また、その際は、女性や要配慮者などの多様な主体の参画が図られるよう努めるものとする。

区 分	内 容
計画策定の体制	(1) 市長は、必要があると認めたときは、副市長を本部長とする計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。 (2) 計画策定本部には、関係部局長により構成する策定委員会を置き、この下部組織として所管課長で構成するワーキンググループ、地域ワーキンググループ及び部会を設置する。
計画の構成	計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。
計画の基本方針	計画策定に当たっては、市の総合計画や都市計画マスタープラン等との調整を図るものとする。
計画の公表	計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、住民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。
国・県との調整	計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

第4節 復興財源の確保

復旧・復興対策が円滑に実施できるように被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

1 予算の編成

(1) 基本方針

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。

(2) 予算の執行方針及び編成方針等

区 分	内 容
財政需要見込額の算定	被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。 ア 復旧・復興事業 イ 震災復興基金への出捐金及び貸付金 ウ その他
発災年度の予算の執行方針の策定	緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。
予算の編成方針の策定	復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

2 復興財源の確保

(1) 基本方針

災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。

(2) 財源確保

区 分	内 容
国・県への要望	復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置や宝くじ発行等について被災自治体が連携して国・県に要望する。

区 分	内 容
地方債の発行	復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。 ア 災害復旧事業債 イ 歳入欠かん等債 ウ その他
その他の財源確保策	復興を目的とした宝くじの発行等による復興財源の確保を検討する。

第5節 震災復興基金の設立

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じて県が設立する震災復興基金に協力する。

震災復興基金の設立

- (1) 市長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。
- (2) 市長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第6節 復旧事業の推進

基盤施設（道路・河川・港湾及び漁港・農業用施設など公共施設等）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた、速やかな復旧事業の推進を図る。

1 復旧計画の策定

(1) 基本方針

被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市・農山漁村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。

(2) 被害状況の把握及び復旧計画の策定

実施主体	内 容	
市	被害調査の報告	各基盤施設の管理者は、管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。
	復旧計画の策定	各基盤施設の管理者は、被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。
防災関係機関	状況の把握	管理施設の円滑な復旧のための処置を講ずるため、その被害について調査する。
	復旧計画の策定	被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を作成する。

2 基盤施設の復旧

(1) 基本方針

基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

(2) 復旧事業の実施及び復旧完了予定時期の明示

実施主体	内 容	
市	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。
	地籍調査の実施	平常時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。
防災関係機関	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	復旧完了予定時期の明示に努める。

第7節 都市の復興

被災した市街地等の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障害のある人にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

1 都市復興計画の策定

(1) 基本方針

被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市復興計画を策定する。

(2) 都市の復興方針を定めた都市復興計画を策定する。

2 市街地等の復興

(1) 基本方針

ア 都市計画区域内の市街地が被災した場合、都市機能の向上が必要と判断した区域については、合理的かつ健全な市街地の形成を図るため、「震災復興都市計画行動計画」に基づき復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。

イ 市街化区域以外の地域が被災した場合、居住環境の向上等を図る必要がある区域については、災害に強く健全な居住環境の形成を図るため、単なる原状復旧ではなく復興を計画的に実施する。

(2) 市の実施事項

区 分	内 容
被害状況の把握	市は、各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
緊急復興地区の抽出 (市街化区域)	県と連絡調整を図り、緊急に面的整備が必要と判断される区域を緊急復興地区として抽出する。
建築基準法第84条による建築制限の実施 (市街化区域)	ア 特定行政庁となる市は、緊急復興地区を対象に「建築基準法」第84条による建築制限区域を必要に応じ、指定する。 イ 必要に応じ、建築制限期間を延長する。

区 分	内 容
被災市街地復興推進地域の都市計画案作成	都市計画区域について、被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。
都市復興基本計画の策定	県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。
復興都市計画案等の作成及び事業実施	ア 都市計画区域における被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。 イ 都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い事業を実施する。
復興まちづくり支援事業の実施	住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。
集落復興計画案の作成及び実施	土木・農業・林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地区については、活用する事業制度等を検討し集落復興計画を作成し実施する。

第8節 被災者の生活再建支援

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

1 恒久住宅対策

(1) 基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

(2) 公的住宅の供給等

区 分	内 容
住宅復興計画の策定	県の住宅復興計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた市町住宅復興計画を策定する。
県との協議	公的住宅に関する事項等について県と協議を行う。
災害公営住宅等の供給	ア 公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。 イ 買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を推進する。 ウ 特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。
住宅に関する情報提供	相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

2 災害弔慰金等の支給

(1) 基本方針

震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

(2) 支給対象者及び支給方法

区 分	内 容
支給対象者の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

3 被災者の経済的再建支援

(共通対策編 第4章 復旧・復興対策 第4節 「被災者の生活再建支援」に準ずる。)

4 雇用対策

(1) 基本方針

県は、静岡労働局、公共職業安定所と連携して、雇用状況を把握し、被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策を実施する。また、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。

(2) 再就職支援

区 分	内 容
雇用維持の要請	市は、県とともに市内の事業主や業界団体等に対し、雇用の維持を要請するとともに、雇用調整助成金制度の内容等を事業主に迅速に周知し、制度の積極的な活用を促す。
離職者に対する生活支援の要望	雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長及び手続きの弾力的措置の実施等を県に要望する。
再就職の支援制度の周知	離職者の再就職を促進させるため、各制度の周知を図り活用を促す。 ア きめ細かな職業相談の実施 イ 職業訓練、能力開発の実施 ウ 合同就職説明会等の開催 エ 求人開拓の実施 オ 公共事業を通じた雇用の場の確保
相談業務の実施	雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

5 要配慮者の支援

(1) 基本方針

要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

(2) 支援方法等

区 分	内 容
被災状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア 要配慮者の被災状況及び生活実態 イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

区 分	内 容
一時入所の実施	震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。
福祉サービスの拡充	ア 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 イ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 ウ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。
健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。
民間社会福祉施設の再建支援	社会福祉法人の設置する施設等の民間社会福祉施設の再建を支援する。
メンタルヘルスケアの実施	精神相談窓口を開設するとともに巡回相談を実施し、被災住民に対する相談体制を確立する。

6 生活再建支援策等の広報・PR

(1) 基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

(2) 広報・PRの実施

区 分	内 容
生活再建支援策等の広報・PRの実施	ラジオ・テレビ等のマスメディア等を用い、次のような生活情報等を整理し、広報・PRする。 ア 義援金の募集等 イ 各種相談窓口の案内 ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報 エ 公営住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報 オ 被災者（自立）生活再建支援金に関する情報 カ ボランティアに関する情報 キ 雇用に関する情報 ク 融資・助成情報 ケ その他生活情報等
外国につながる人への広報	外国につながる人を対象とした外国語の情報誌等を作成し配付する。
県外疎開者への広報・PRの実施	全国紙や全国版のテレビ・ラジオや県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し震災関連情報を提供する。

7 相談窓口の設置

(1) 基本方針

被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。

(2) 相談窓口業務

区 分	内 容
相談窓口等の開設	ア 発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を動員する。 イ 相談員等の設置に当たり、必要に応じ、県に対して相談員の派遣を要請する。

区 分	内 容
相談窓口等の業務の遂行	ア 電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。 イ 県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。
相談窓口等の閉鎖	相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。

8 保険の活用（地震保険の普及促進）

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努めるものとする。

第9節 地域経済復興支援

被災地域の活性化を図り、県内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

1 産業復興計画の策定

基本方針	経済復興を迅速に行うため、市と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。計画策定にあたっては、計画策定本部に設置される策定委員会の下部組織として、必要に応じて産業復興計画部会を設置する。
------	---

2 中小企業を対象とした支援

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

区 分	内 容
中小企業の被災状況の把握	各機関と協力し、県が行う中小企業の被害状況調査に協力する。
支援制度・施策内容の周知	(1) 中小企業を対象とした支援制度・施策の内容を商工団体・業界団体等を通じ、県と連携し、周知する。 (2) 次の施策を必要に応じ、実施する。 ア 相談所の設置 イ 電話相談の実施 ウ パンフレットの作成・配布
資金需要の把握	中小企業の被害状況を基に、再建資金等の需要を把握する。
事業の場の確保	中小企業の事業の場を確保するため、共同仮設工場・店舗等の建設の支援等を行う。
金融面での支援	(1) 中小企業の経営基盤等の復旧・復興を支援するため、災害融資の手続きを支援する。 (2) 融資を円滑に実施するため、信用保証協会に対し協力を求める。
金融機関等への協力の要請	中小企業を対象とする資金貸付手続きの簡易・迅速化・既借入金の償還条件の緩和及び貸付金利の低減等の特例措置を信用保証協会や金融機関等に要請し協力を求める。

区 分	内 容
新たな支援制度の検討	被災中小企業の融資に対する利子補給制度や助成制度等の新たな支援制度を検討する。
国・県への要望	中小企業信用保険法の特別措置及び政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等について、県を通じて国に要請する。

3 農林漁業者を対象とした支援

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

区 分	内 容
農林漁業者の被災状況の把握	各機関と協力し、農林漁業者の被災状況調査を行い、県に報告する。
支援制度・施策内容の周知	(1) 協同組合等を通じ、支援制度・施策の内容を県と連携し周知する。 (2) 次の施策を必要に応じ実施する。 ア 相談所の設置 イ 電話相談の実施 ウ パンフレットの作成・配布
天災融資法に関する措置の実施	天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法の地域指定を受けるため必要な措置を講ずる。
自作農維持資金に関する事務処理	自作農維持資金に関する事務処理を、迅速かつ的確に実施する。
金融面での措置	市独自の災害対策に関する融資制度を創設し対応する。
金融機関への協力の要請	資金貸付手続きの簡易・迅速化・既借入金の償還条件の緩和・貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を農林漁業金融公庫、融資機関等に要請し協力を求める。

4 地域全体に影響を及ぼす支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。

区 分	内 容
イベント・商談会等の実施	地域全体の経済活動を活性化させるため、次の施策を実施する。 (1) イベント及びプロジェクトの実施 (2) 企業誘致促進のためのセミナー及びイベントの開催 (3) 商談会の開催等
誘客対策の実施	被災観光地のイメージアップ、復興等をPRするため、必要に応じ県や関係団体等と連携し、次の施策を実施する。 (1) 観光地での復興、誘客イベント等の実施 (2) マスコミを活用したPR